様式第１号（第５条関係）

**駒ヶ根市防災行政無線システム戸別受信機貸与申請書**

　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）駒ヶ根市長

　　　　（危機管理課）

住　　所

申請者　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

駒ヶ根市防災行政無線システム戸別受信機の貸与を希望しますので、駒ヶ根市防災行政無線システム戸別受信機貸与実施要綱第５条の規定により申請します。

また、貸与を受けるにあたり、申請内容を市が戸別受信機の設置を委託する事業者に提供し、申請内容の確認のため、市が住民基本台帳等を閲覧することに同意します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置  場所 | 駒ヶ根市 | | | | |
| 対象者  （世帯主等） |  | 申請者との関係 |  |

☑　裏面の注意事項を承諾のうえ、戸別受信機の貸与を申請します。

□（文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けようとする者）身体障害者手帳の写しを添付

※　以下の欄は、記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外部アンテナ設置の有無 | | 有　・　無 | |
| 戸別管理番号 |  | 文字表示装置 | 有　・　無 |
| 行政区 |  | 受信機貸与年月日 | 年　　月　　日 |
| 備　考 |  | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 設置確認印 |  |

**注　意　事　項**

１　使用者は、善良なる管理者の注意義務をもって、貸与機器を汚損し、又は破損することがないよう万全の措置を講じること。

２　貸与期間は、市が指定する機器の更新日までとし、貸与期間内の機器の不具合については、市において修理又は交換を行うものとする。

　　ただし、１に掲げる注意義務を怠った結果、当該不具合が発生したと認められるときは、使用者の負担において修理又は交換を行うものとする。

３　２に掲げる貸与期間経過後は、市に返還するものとする。

４　聴覚に関する身体障害者手帳を所有している者等には、文字表示機能付きの機器を貸与する。この場合において、市が所有する情報等により当該手帳の所有を確認できた者に限る。

５　当機器は、窓際等、極力遮蔽物の少ない屋内で使用すること。

６　当機器は、情報伝達手段のうちの一つを担うものに過ぎず、確実な情報伝達を保証するものではないことを理解し、駒ヶ根市メール配信サービス、テレビ、ラジオ等常に複数の情報入手方法を確保しておくこと。